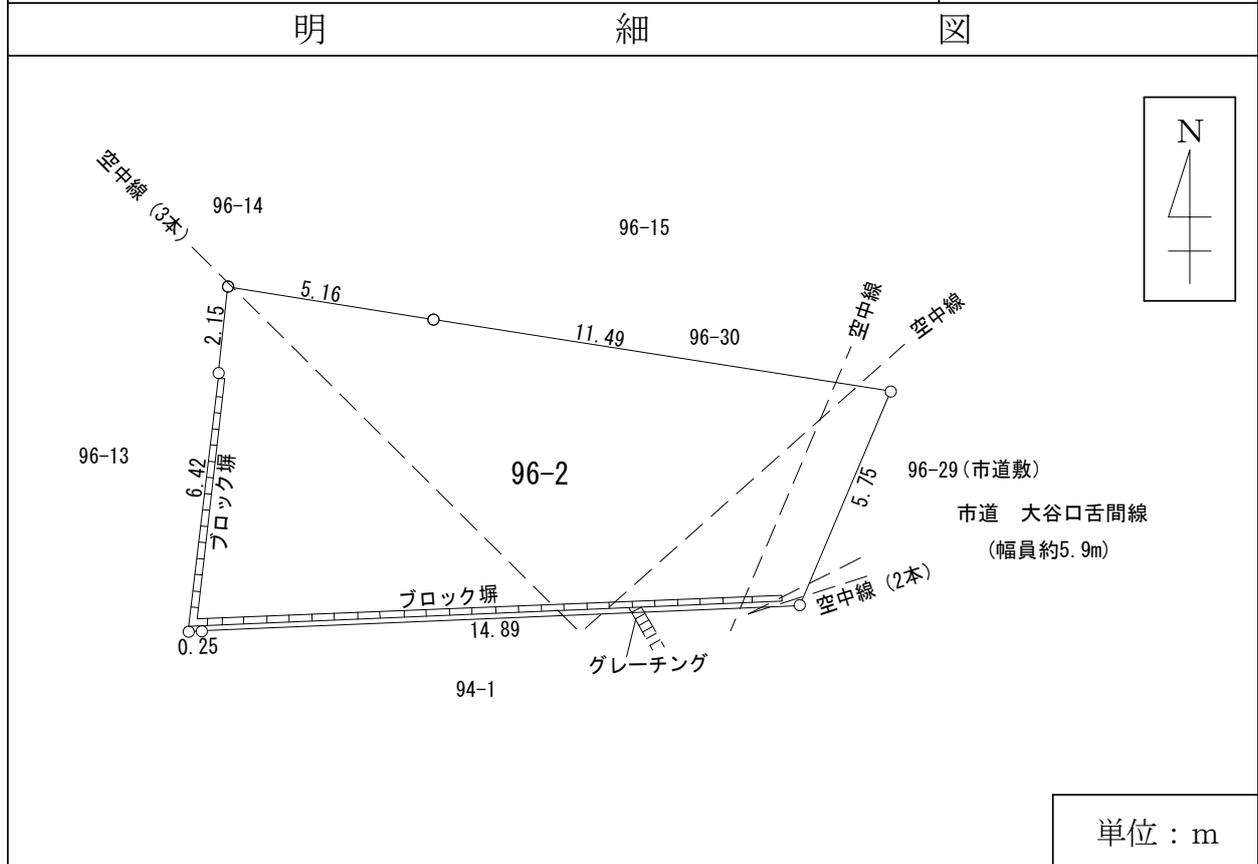
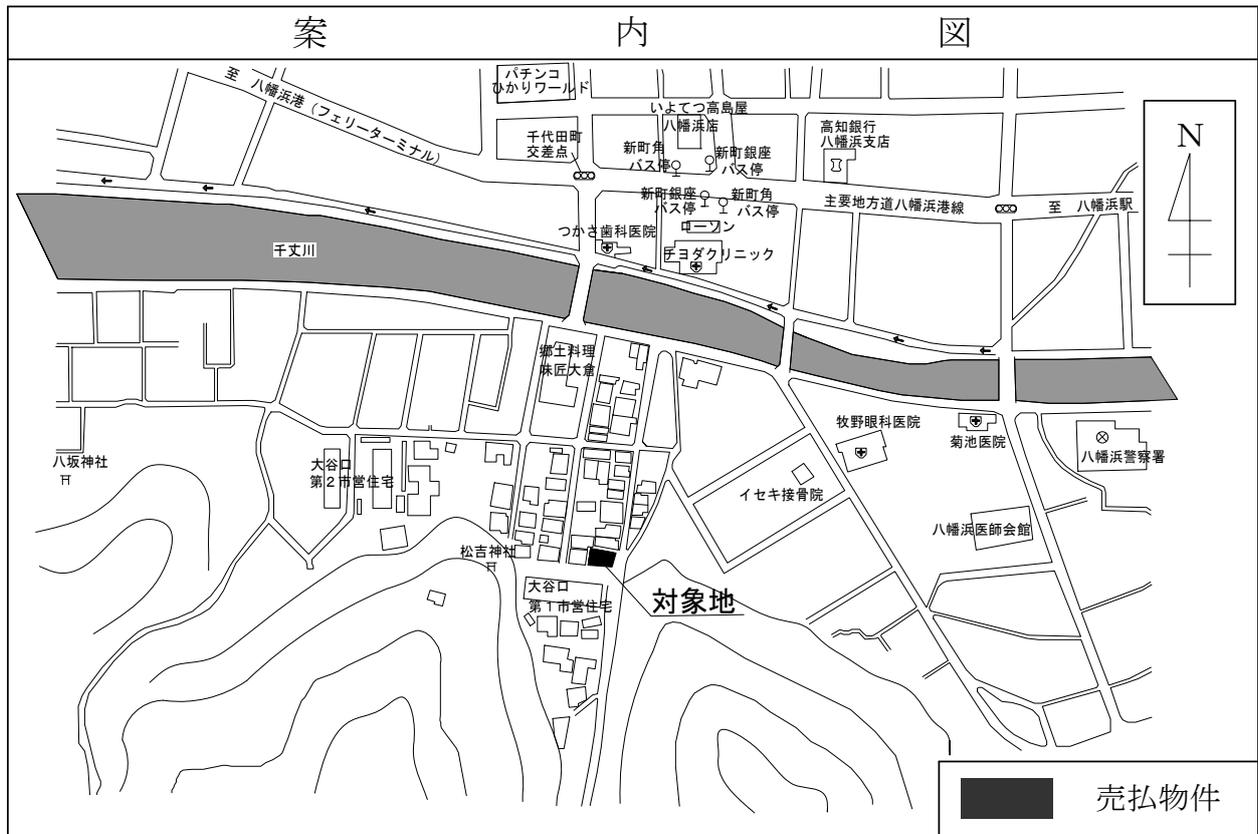


# 物 件 調 査 書

物件番号 1306

所在地		愛媛県八幡浜市大谷口二丁目96番2				
住居表示		愛媛県八幡浜市大谷口二丁目4番街区				
現況地目 及び面積等		宅地	110.67 m <sup>2</sup>		工作物	—
			—		立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	96番2				
	地目	宅地				
	数量	110.67m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況		東側 舗装市道 幅員約 5.9 m (法第42条第1項第1号道路)				
法令に基づく 制限	建築基準法	都市計画区域内(非線引)				
		用途地域	第一種住居地域			
		地域・地区	指定なし			
		建蔽率	60%			
		容積率	200%			
		高度制限	指定なし			
	防火指定	指定なし				
その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第108条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項					
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容		
		道路後退	無	負担の内容		
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—		—
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無
	公共下水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定
交通機関	鉄道等	J R 予讃線 八幡浜駅の 南西方 約1.4km 徒歩18分				
	バス	宇和島バス 新町角バス停の 南方 約0.3km 徒歩4分				
公共施設	八幡浜市役所		松蔭小学校		八代中学校	
参考事項	<p>◎本物件は、現状有姿による売払いです。</p> <p>◎敷地は東側接面道路から西側隣接地(96番13)にかけて約0.1~約0.3メートル低くなっています。</p> <p>◎本地は、建築基準法第22条区域に該当します。(問い合わせ先:八幡浜市建設課都市デザイン室)</p> <p>◎本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合は、都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。(問い合わせ先:八幡浜市建設課)</p> <p>◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)に指定されています。(問い合わせ先:愛媛県土木部河川港湾局砂防課)</p> <p>◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。(問い合わせ先:愛媛県土木部技術企画室企画調整グループ)</p> <p>◎公営水道は、東側接面道路に配管があり、接続が可能です。(問い合わせ先:八幡浜市水道課)</p> <p>◎公共下水道は、北側隣接地(96番15)の接面道路にあります。建物等を新築する場合は、八幡浜市が接続工事を行います。(問い合わせ先:八幡浜市下水道課)</p> <p>◎南側隣接地(94番1)との境界線上から、隣接地所有者が設置した工作物(側溝)の一部が越境しており、当事者間で確認書を交わしております。【「資料の閲覧及び特約条項」を参照のほか、松山財務事務所管財課備付の参考資料を必ず閲覧のうえ購入してください。】</p> <p>◎敷地の南側及び西側の一部にブロック塀があります。</p> <p>◎敷地の南から北東側、北西側、及び北側に向けて空中線(四国電力・NTT)があります。</p> <p>◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。</p>					

※ 物件調査は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真



現 況 写 真



現 況 写 真

